

平成28年6月23日

株 主 各 位

東京都港区新橋六丁目19番13号

株式会社 DTS

代表取締役社長 西 田 公 一

第44回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第44回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第44期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき金40円、配当総額 金928,986,920円、その効力が生じる日を平成28年6月24日とすることに決定されました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
第1条～第25条 (省 略)	第1条～第25条 (現行どおり)

変更前定款	変更後定款
<p>第26条（<u>社外取締役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任（善意でかつ重大な過失がないときに限る）を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第27条～第32条 （省 略）</p> <p>第33条（<u>社外監査役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任（善意でかつ重大な過失がないときに限る）を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第34条～第39条 （省 略）</p>	<p>第26条（<u>取締役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任（善意でかつ重大な過失がないときに限る）を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第27条～第32条 （現行どおり）</p> <p>第33条（<u>監査役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任（善意でかつ重大な過失がないときに限る）を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第34条～第39条 （現行どおり）</p>

- 第3号議案** 取締役1名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決され、取締役につきましては、小林浩利氏が選任され、就任いたしました。
- 第4号議案** 監査役2名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決され、監査役につきましては、嵯峨清喜および行本憲治の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、嵯峨清喜および行本憲治の両氏は、社外監査役でありませぬ。
- 第5号議案** 役員賞与支給の件
本件は、原案のとおり承認可決され、当期末時点の取締役（社外取締役を除く）のうち5名に対し、当期の功勞に報いるため、当期の利益、従来に支給した役員賞与の額、その他諸般の事情を勘案し、役員賞与総額52,700千円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会に一任することに決定されました。
- 第6号議案** 取締役の報酬等の額改定の件
本件は、原案のとおり承認可決され、取締役の報酬額を賞与を含めた取締役の報酬等の額とすることにより、年額150,000千円以内から年額300,000千円以内（うち社外取締役分40,000千円以内）とすることに決定されました。
なお、取締役の報酬等の額には、取締役の報酬額と同様に使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含んでおりませぬ。

以 上

【配当金のお支払いについて】

第44期 期末配当金は、同封の「第44期 期末配当金領収証」により、ゆうちょ銀行ならびに郵便局取扱期間内（平成28年6月24日から平成28年7月29日まで）にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしておりますので、ご確認ください。

以 上